

規制改革会議 重点事項推進委員会 議事概要

1. 日時：平成19年11月13日（火） 10:30～11:54
2. 場所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室
3. 議題：新しい在留管理制度の在り方について
4. 出席者：

（関係省庁）

内閣官房副長官補付内閣参事官	河合 潔 氏
総務省大臣官房審議官	門山 泰明 氏
総務省自治行政局市町村課長	江畑 賢治 氏
総務省自治行政局国際室長	稲岡 伸哉 氏
総務省自治行政局市町村課企画官	望月 明雄 氏
法務省大臣官房審議官	二階 尚人 氏
法務省入国管理局登録管理官	高岡 望 氏
法務省入閣管理局局付	中川 潤一 氏
法務省入国管理局入国管理企画官	坂本 貞則 氏

（規制改革会議）

草刈隆郎議長、八田達夫議長代理、有富慶二委員、中条潮委員、井口泰専門委員
（参考人）

岐阜県美濃加茂市長 渡辺 直由 氏

5. 議事：

○有富委員 おはようございます。それでは、「規制改革会議 重点事項推進委員会」を始めさせていただきたいと思います。

出席者の皆様方には、お忙しいところを御足労賜りましてありがとうございます。

本日の議題は、「新しい在留管理制度の在り方」でございますが、これは、前身の規制改革・民間開放推進会議の国際経済連携分野から引き継いだテーマでございまして、現在では海外人材TFでフォローさせていただいております。

本件は、規制改革会議の重点検討課題でありまして、重点事項推進委員会として公開討論会を開催させていただき次第でございます。草刈議長をはじめ、八田議長代理にも御参加いただき、皆様と意見交換をさせていただきたいと思います。また、参考人といたしまして、外国人集住都市会議を代表いたしまして、座長の岐阜県美濃加茂市の渡辺市長様にも遠方よりお越しいただいております。大変ありがとうございます。

では、議事に入りたいと思います。本日は、私が議事進行をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あらかじめ申し上げておきますが、本日の議事録及び配付資料は、いずれも後日、当会

議のホームページ上で公開する取扱いとさせていただきたいと思います。御承知おきをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、まず、草刈議長から一言お願いいたしたいと思います。

○草刈議長 本日は、お忙しいところ、どうも皆さんありがとうございます。規制改革会議の議長を務めております草刈でございます。

今日の議題は、既に「規制改革推進のための3か年計画」、これは今年の6月22日に閣議決定をされた「3か年計画」で、その中で「在留外国人の入国後のチェック体制の強化」という形でピン止めをされているという事項である点をまず確認をさせていただきたいと思います。

つまり、ここにいらっしゃる法務省の方、総務省の方、あるいは内閣官房の方、その他の官庁も含めて、既にこの点については合意をいただいている、つまり政府として約束をしてもらっているということでありまして、しかも、明確に期限も決まっている。遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出するということまでコミットされているわけですね。にもかかわらず、有富主査からのお話を伺っていますと、芳しい進展が見られないということで、2回にわたってこのタスクフォースで進捗状況をヒアリングをいただいているわけですが、御検討いただいている方向性がどうも「3か年計画」の方に行っているとは理解しがたいというのが我々の認識でございます。

もしそういうことであると、私どものこの会議というのは、閣議決定をきちっとしてもらって、政府の決定事項として決めたもの、それをきちっと閣議決定でピン止めをして、要するにPDCAでもって、特にCというチェックをして、どういうふうに約束事が果たされているか、あるいは果たされていないかというのをきちとフォローするというのが私どもの非常に大事な仕事でありまして、それをしないで放っておくと実現しないというのが、これに限らず多々ございます。今年は、フォローアップ、せっかく今までの方々が一生懸命やられた成果物が実現しないでは何もならないではないかということで、フォローアップということをきちんとやっということうことです。

それで、特に本件については、将来的にも非常に大きな問題に発展する可能性が決定的だと私自身も了解していますので、そういう観点から、報道関係の皆さんもおいでをいただいて、公開の場でぜひとも建設的な、後ろ向きの議論はこの時点においても unnecessary だと思いますので、建設的な議論をお願いをしたいと切に願っております。

私からは以上でございます。よろしくお願いします。

○有富委員 ありがとうございます。それでは、議事を進めさせていただきたいと思えます。

このテーマは、私から整理させていただくと、在留外国人が住民として日本で生活するためには、制度的な基盤が必要である、こういうことですね。住民基本台帳のような、いわゆる台帳制度というんでしょうか、データベースをつくりましょうということになったわけでございます。これが今、草刈議長からもお話がありましたように、閣議決定された

ということは、政府としてコミットしたわけです。使える仕組みをつくるという意味でコミットしたわけです。それを本日改めてこのような場を設けさせていただくということで議論をしたいと思います。

平成 21 年通常国会に法案提出ですので、もうとっくに法案作成のために着々と準備が進められているはずだと思うんですけども、7月と10月の2回のヒアリングを行った状況では、どうもまだ具体的な進捗が見られない。それどころか、法務省も総務省もどちらかという、両方とも、うちの仕事ではないんだよねという姿勢であると、こちらは受け取っているということでございます。あいまいなことを言って、誰が作るのかという責任を押しつけ合い、結局出来上がらないと、閣議決定違反になりますので、ぜひこのことは十分に考えておいていただきたいと思います。

マスコミの方もおられますので、背景の基本的なところだけちょっとお話をすると、本日のテーマは、一言で言うと、外国人についても住民基本台帳を参考としていわゆる正規の台帳をつくりましょうと。すなわち、さっきも言ったように、外国人住民のデータベースをきちっと整備していこう、こういうことですね。その背景には、住民としての外国人の台帳制度がないために、外国人自身も困っていますし、もちろん地方自治体も困っている。地方自治体にとっては、そこに居住する方は、日本人であろうと外国人であろうと、住民行政を実施する対象としては何ら違いがないにもかかわらず、住民に関する正確な記録、それも住民としての記録がない、あるいは制度がないという状況になっています。

日本人には住民基本台帳がありますから、こういう問題は起きないわけですが、外国人には住民基本台帳は適用されませんので、そのところがうまくいっていない。外国人登録制度の登録情報を代替活用しているけれども、これは不十分であると、こういうことです。

まず、外国人登録制度は転出届が制度化されていないというのが一つ大きなポイントだと思います。それから、そもそも世帯単位での情報把握を想定していません。個人、個人で登録していますので、いわゆる日本人と外国人の国際結婚が増えた状況で、これを「混合世帯」と呼んでいるようですけども、この場合、非常に厄介な問題が起きていまして、親が外国人で、子どもだけ日本国籍を持っているという状況だと、日本人の住民基本台帳上では子どもが世帯主になるみたいな、そんなことも起きていと聞いております。

こういうことによって生じている具体的な問題はほかにも、自分の町に住んでいると思っていた外国人に国民健康保険の保険証を出すと、それがよそで使われているみたいなことが起きたり、外国人住民の居住実態には、かなり実際とデータ上のギャップがある、そうすると、当然児童に対する、入学案内の通知なんかも出せないような状況になっている。非常に外国住民にとっても、あるいは自治体にとってもいろいろな問題がある。こういうことを解決しようということです。

先ほど言いましたように、「3か年計画」では、このような問題を解決するために、市区町村が外国人についても住民として正確な情報を保有して、その居住関係を把握する法

的根拠を整備するとなっておりますし、それに基づく制度の目的は、外国人住民の居住関係を明確にならしめ、外国人の公正な管理に資するとともに、外国住民の利便性を増進し、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するものである、こういうふうになっております。

具体的なお話については、これから美濃加茂の渡辺市長からお話をさせていただきたいと思っております。

市長、済みません、10分ぐらいでお願いできたらと思っております。よろしく申し上げます。
○渡辺市長 岐阜県美濃加茂市長の渡辺直由と申します。今年度、来年度の2年間、外国人が多く居住します23の自治体によりまして構成されております外国人集住都市会議の座長を務めさせていただいております。本日は、新しい在留管理制度の実現に向けて、皆様と外国人登録制度の問題点を共有し、生活者としての外国人を受け入れるために必要な、よりよい制度設計についての議論が深まりますことを期待いたしております。

これまでの規制改革会議のやりとりを議事録等で拝見いたしますと、国は、国民の方を向いていない。私も自治体は、住民お一人お一人から税金を徴収し、行政サービスを提供しておるわけでございます。もちろん外国人住民も同じ住民であります。この住民に対するとらえ方が根本的に御理解いただけていないということから、「今のままの外国人登録制度でよい」などというような発言が出てくるのではないのでしょうか。

外国人登録制度が市区町村の立場に立った制度ではないために、抜本的な見直しが必要とされております。私からは、現場の課題をお伝えし、その解決のために、皆様で御議論させていただきたいと思っております。

はじめに、外国人登録制度の実態との乖離について御説明をします。

今年の8月に、文部省から、外国人の子どもの不就学実態調査の結果が公表されました。当市の就学年齢にある外国人登録者417人のうち、訪問調査を行いました結果、転居、出国等が86人いたことが明らかになりました。つまり、417人のうち86人、21%が登録上の住所には住んでおらず、市が把握しているデータと違う状況にあったわけでありまして。

また、平成17年10月1日を基準日に行われました国勢調査では、当市の外国人登録との差は1,148人もありました。国勢調査と登録人口とでは調査の方法も異なりますし、誤差が生じるのはある意味仕方ないことであると認識しておりますが、住む場所を変えても、外国人登録を残したままという状況があると言えるのではないのでしょうか。

ここで、さらに考えなければいけないのが、もしかしたら、当市には外国人登録がないけれども、実は当市に居住している人がいるかもしれないということでもあります。これは全くつかめない状況、数字であります。このような実態が不確かな中で自治体は行政サービスを行わざるを得ない状況にあるという現実が現場でさまざまな問題を引き起こしているわけでありまして。

登録と実態が乖離しているために、送付した文書が返送されてきたり、課税を続けても、当人が居住していないため、納入されることはなく、滞納にカウントされたり、児童手当が振り込み続けられるなど、多くの支障を生んでおります。

なぜ登録と実態が乖離してしまい、正確な情報が得られないのかというと、それは、不就学調査のように、居住実態がないということを確認いたしましても、職権消除や職権変更の制度がないために、外国人登録原票が残ったままになってしまうこと、さらに、転出届の制度がないために、転出した外国人の把握が迅速にできないこと、再入国許可を得て出国した外国人の把握が自治体ではできないことなどが挙げられ、これはまさに外国人登録制度の不備と言わざるを得ません。

次に、世帯単位の登録の課題について御説明をします。

外国人登録制度では、個人単位での登録を行うため、児童手当の支給や国民健康保険の保険料算定など、世帯単位での把握が必要な行政の業務においては、世帯員の把握が漏れたり、それにより算定額を誤ったりするなど、重大な支障が生じております。

特に、混合世帯については、先ほどもお話がございましたが、同一世帯である証明を求められた場合、それを証明すること自体が困難でもあります。さらには、実際には一人親家庭ではなくても、混合世帯の場合、一人親家庭と判断されることがあるなど、住民基本台帳制度と外国人登録制度という目的が異なった2つの制度に基づいて住民記録を利用する限り、正確に混合世帯の把握を行うことは極めて困難だと思われまます。

御存じのように、これまで自治体では、住民行政の必要に迫られて、法的根拠のないまま、それぞれ個別に外国人住民のデータベースを構築してきました。外国人集住都市会議に参加している自治体は23都市ですけれども、外国人住民が増加し、同様な課題を抱える都市は増える一方であります。少子高齢化とグローバル化の進展する中、今後の外国人のさらなる増加を考えたとき、今、制度の抜本の見直しをしなければ、21世紀の日本にとって取り返しのつかないこととなるのではないのでしょうか。ぜひ関係省庁の皆様方にはこの点を御理解いただき、よりよい制度設計をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○有富委員 ありがとうございます。市長の御説明で具体的な課題が非常によく理解できたと思います。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、今までの2回のヒアリングでは、関係省庁における検討は、どうも閣議決定と異なる方向に進んでいるのではないかという印象を持っておりますし、どの官庁がきちんとやるのかという点もまだ不明確だという気がします。本日は、内閣官房、総務省、法務省の皆さんにおいでいただいておりますけれども、検討状況をお聞きしながら意見交換させていただきたいと思っています。

今の状況では、法務省は、外国人登録法を入管法に一元化していきますと。よって台帳はつくらない。一方で総務省は、外国人登録を残して台帳にしたらどうだと言っている。自分で作るつもりはなくて、自治体に対しても、外国人のデータが必要なら法務省がつくったデータももらってやるよというようなスタンスだったと思います。要は、両方とも、自分のところはやらないから、ということを行っているような気がします。

さて、外国人ということで一義的にとらえると、入国後の在留に関する制度の策定とい

うのは、法務省の所管ではないかと考えられますので、まず、私から1つ法務省に御質問したいと思うんですけれども、要は、もともと法務省が90年に入管法を改正して、いわゆる南米の日系人等の流入をかなりオープンにしたということから考えると、法務省が主体的に外国人の住民の法的な責任というんでしょうか、管理の責任というのはあるんじゃないかと我々は思っているんですけれども、この辺いかがでしょうか。

○二階大臣官房審議官 まさに閣議決定におきまして、外国人登録制度を適法な在留外国人の台帳に改変することと決まっているわけでございます。法務省としましては、適法な在留外国人の台帳制度は、市区町村が外国人を住民として正確に把握するためのものであり、住民行政、住民サービスを遂行する上で欠かせない重要な基礎資料として位置付けられていると考えております。

今日、資料としてお配りしておりますけれども、東京都港区長が会長を務めております外国人登録事務協議会全国連合会においても、本件が集住都市等の一部の市町村のみの問題ではないとの問題意識から、当該台帳制度が国において全国統一的に整備されるよう要請がなされていると承知しております。適法な在留外国人の台帳制度が整備されることは、住民行政のみならず、入管行政の立場からも有益と考えております。

法務省といたしましては、台帳制度の整備につきましては、まさに在留管理の見直しと車の両輪を成すものとして前向きに関わっていきたくと考えております。

他方、台帳制度は、そもそも何のために設けるかということであれば、市町村が外国人住民について住民たる地位に関する正確な記録を常に整備し、住民サービスに係る事務の処理の基礎とするために設けるものと理解しております。したがって、このような台帳制度の性格を考えた場合、法務省が単独で整備できるようなことはどうも考えられないのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○有富委員 私からまずよろしいですか。

有益で前向きにやると言っているんだけれども、自分のところでやるつもりはない、単独でやれるものではない、こうおっしゃっているのは、もうちょっと具体的に言うと、整備するのに総務省に協力してほしいと、こう言っているんですか。

○二階大臣官房審議官 それにつきましては、適法な在留外国人の台帳制度の整備は、地方自治の基礎と位置付けられるものではないかと、そういう性格ではないかと考えております。

○有富委員 さっきそこは聞いたんだけれども、要は、地方自治を管轄しているのは総務省だから、総務省と一緒にやろうと言っているんですか。それとも、総務省がつくるのを待っていると言っているんですか。これをちょっと明確にさせていただきたいんですが。

○二階大臣官房審議官 先ほど申しましたとおり……。

○有富委員 いやいや、普通の言葉で話していただけますか。

私の質問は、法務省単独ではできないと言っている以上、総務省と一緒につくろうと思

っている、協力を得ながらつくろうと思っているというのか、総務省が全部つくるべきだと思っているのかどちらですかと、そういう質問でございます。

○二階大臣官房審議官 具体的に、ですから、台帳整備につきましては、私ども入管の立場から有益であるということで。

○有富委員 有益なのはわかったけれども、どの省がつくるかについてだけ言っていただけますか。

○二階大臣官房審議官 単独ではできませんので、総務省と協力してということだと。

○有富委員 総務省の協力を得て、さっき言った問題点、世帯の把握の問題だとか、転出の問題だとか、きちんと調査をする権限等を市町村に持ってもらわないとうまくいかない、さっき市長は言っているわけで、そこはある程度納得する。ついては、そういうデータベースをつくるのは、法務省だけではいろいろ問題あるので、総務省と協力を得ながらやっていきたいと、こういうことでよろしいですか。

○二階大臣官房審議官 結構でございますけれども……。

○有富委員 けれどもと言わないでいただきたいんですけども。

○二階大臣官房審議官 あくまでも、基本的に台帳整備の話というのは、地方自治の基礎と位置付けられるもの、そういう性格ではないかと考えております。

○有富委員 主体が総務省だと言っているんですか。言葉はわかったんですけども、マスコミの方も聞かれていますので、もうちょっと一般の人がわかるような発言をしていただきたい。

○二階大臣官房審議官 地方自治の本旨の実現ということを担当されている総務省が、地方自治の基礎と位置付けられるような台帳制度の策定に当たって、主要な役割を果たすと……。

○有富委員 主要な役割、要は総務省の仕事だと、こう言っているんですね。

○二階大臣官房審議官 けれど、先ほど申しましたとおり、法務省としましても、適法な外国人の在留制度というのは、法務省としても有益と考えておりますので、それに積極的に台帳制度をつくるのに関わっていききたいということでございます。

具体的な関わり方、すなわち法形式、平成 21 年の通常国会に出すことと閣議で決定されている法案の法形式、具体的な所管官庁をどうするか、そういうことにつきましては、立法技術的な問題もありますので、現時点では確たることは申し上げられません。いずれにしても、制度を担う市区町村にとって最も望ましい制度となるように、今後、内閣官房、総務省と協議していききたいと考えております。

○有富委員 くどいけれども、どうやら、法務省が主体的に関わるのではなくて、逆に言うと、総務省がつくるべきで、我々はできるだけの協力をしますよと、こういうことをおっしゃっているというふうに聞こえますが。イエスカノーかで聞かせてもらえますか。そういうことでいいんですか。

○二階大臣官房審議官 イエスカノーかということではないですね。

○有富委員 今私の言ったことがイエスカノーか。間違っているか、間違っていないかという意味で、イエスカノーか。

○二階大臣官房審議官 あの……。

○有富委員 単純だと思うんだけど。ほかの方も聞いていただけますか。議長。

○草刈議長 今日はずっと黙っていて、最後に何か一言言おうと思っていたんだけど、たまらなくなって申し上げますが、話が全然理解できません。というのは、閣議決定というのは、普通の企業だったら、取締役会で決めたことです。それをどうやってやるかというのは、その下にいる、いわゆる部が協議して決めていく。そのコーディネーターは内閣官房だということになっているわけだから、それを中心に、さあ、どうやってやりましょうかという、あなたの役割はこう、あなたの役割はこう、こういうふうにして決めていくのが我々の感覚から言うと普通ですけれども、この仕事は俺のじゃないよな、向こうがやるんだよなというふうには聞こえます、今の二階さんのお話。で、今度は、多分総務省に聞くと、いや、それは法務省の仕事だ。こんなことをやっていたらちっとも進まない。

はっきり申し上げておきますが、この問題は、主体者は間違いなく法務省ですよ。入管の問題とか、その後の管理の問題、そういったものは法務省なしにできるわけではないでしょう。だから主体者の方はあなたの方だと僕らは理解しているわけで、だからといって総務省は何もしなくていいと言っているわけではありませんよ。それは別問題ですが、そういう理解を僕らはしているのに、なんで半年たってもちゃんと決まらないのか、その辺、内閣官房の意見も聞きたいですけれどもね。

○有富委員 どうぞ。

○河合内閣参事官 現在まさに議長がおっしゃったように、総務省あるいは法務省においてどういった案が出せるのかということを検討しているという状況でございます。

○草刈議長 検討しているって、何を検討しているのですか。

○河合内閣参事官 7月3日に犯罪対策閣僚会議の方に報告しました内容としては、在留管理について、市区町村との関係というのを総務省、法務省とともに検討してまいりましょうということで、今、それぞれの省庁に内閣官房に来ていただいて話をしているという状況でございます。その上で、法形式の議論を先ほど二階審議官の方がされましたけれども、これは実際にどういうふうにしていくのかということの内容を固めないまま、どちらがやるのかということを行っている限りにおいては、有富先生、草刈先生が、何をもたもたしているんだと言われるような状況になってございますので、所管云々ではなくて、まさに中身を作っていこうということを今やっているところでございます。

その上で、井口先生がお考えになったり、あるいは有富先生が御指摘されたりしたものの中身を作った上で、それを法律的に議論をする場にまでもっていこうということを今やっているところでございます。

以上です。

○中条委員 その中身はいつごろまでにできる予定なんですか。

○河合内閣参事官 これは平成 21 年に提出できるように作業を先へ進めると。タスクフォースの皆さん方に心配をおかけしているところでございますけれども、早急にしていこうというのが今の状態でございます。

○中条委員 早急にというのはいつごろまでにめどをつけて、ということですか？最終的には 21 年度であるとしても。

○河合内閣参事官 早急にというのは 21 年に提出できるように、どう組んでいくかという話をしております。

○中条委員 21 年に提出できるように、ある程度こういう中身でこんな形で、例えば日本人の住基ネットを活用してとか、いろいろな案は今既に私たちも出してありますし、皆さんも出しておられるわけで、それを具体的に示していただければ、それは別に法務省であろうが、総務省であろうが、どちらが中心になってやるということでもなく、きちんとした具体的な案が出てくれば、私たちとしてもどっちに責任があるんですかとか、そんなことを問い詰めるつもりは全くないわけですよ。そういう具体的な案さえ出ればいいわけですよ。

○河合内閣参事官 現在、法務省の方では、出入国管理政策懇談会の在留管理専門部会において平成 20 年 3 月に報告書を出すべく検討されているところでございますので、それと並行して進んでいくという形になってくると思います。

○有富委員 どうぞ。

○井口専門委員 今の御議論を伺っていると、内閣官房で何か調整すればうまくいくというふうに一見思われるのですが、私どもはそこまで甘く考えていないのです。まず、法務省自身が外国人の台帳制度の整備について、外国人の流入増加、定住の増加という事態を踏まえて、出入国管理政策として責任を持ってやらなければいけないというように考えていただく必要があります。その上で、法務省が総務省に正式に協力を求めるべきであるということです。しかし、それを一切やらないまま、ずっと議論が膠着状態になっているわけです。ですから、これは法務省に伺わなければいけないのですが、まず、その点について責任を感じておられないのかどうか。総務省に対し、どうして正式にちゃんと協力要請をなさないのか。その理由は何なのか。何か、居住情報は出入国管理には必要ないとか、必要不可欠ではないとか、あるいは在留管理する際に、住民情報は関係ないんだとか、そういう御認識なのか。その点も併せてお答えいただけませんか。

○有富委員 では、法務省、お願いします。

○二階大臣官房審議官 先ほど申しましたとおり、法務省といたしましては、台帳制度には適法な外国人のための台帳制度ということは、我々入管行政の立場から見ても重要なものであって、それを具体的につくることに、それは最終的に法案という形に結実するわけですが、それに私ども関わっていきたくないと申し上げているわけです。ですから、そういう考え方は、内閣官房の御調整のもとで、総務省と今協議しているところですので、私どもはそういう考えから、総務省と一緒に、閣議決定のされている台帳制度とい

うのをつくっていきたいということを申し上げているわけです。ですから、決して法務省は在留管理の観点から台帳制度は関係ないんだということは考えておりませんので、そのところを御理解いただければありがたいと思います。私どもはその逆に、まさに今度つくられる台帳制度というものは、まさに法務省の任務である公正な出入国管理、それに資するものであるということなので、他人事の話ではないという観点でこの法案づくりに関わっていきたいと申し上げておるのでございます。

○有富委員 いろいろお話しするんだけど、さっきから渡辺市長がお話ししているような問題がある。これは御認識ですね。

○二階大臣官房審議官 もちろん。

○有富委員 そして、当然、閣議決定の通り、どこがやるかというのはこちらはよくわからないんだけど、とにかく法務省としてもきちんとした台帳制度をつくりたいという気持ちはありますね。

○二階大臣官房審議官 そのとおりでございます。

○有富委員 わかりました。

そこで、しかし、わかりますよ、縦割り行政だから、自分たちはここまではできないというようなところがあると思うので、そのところを明確にしてもらいたいんですね。要は、こういうことは法務省としてはできない。よって、それはどこに頼むのか。これは多分総務省だというふうにイメージされていると思うんだけど、そこをもう少しはっきりしてくれないかなと思うんですけども、どうですか。

○高岡登録管理官 登録管理官の高岡と申します。

結局、今、渡辺市長の方からもいろいろ貴重な問題提起をいただきましたけれども、法律の所管ということで申し上げますと、御指摘だった問題解決のためには、住民に関する事務の処理の基礎となるデータについて、これを正確に、また適正に管理するということが必要になってまいりまして、そしてそれが住民の利便を増進するということになってまいります。ですから、そういう法目的を前提としたような法律をつくらないといけないと思います。今、外国人登録法では、法務省の在留管理の観点ですね。在留管理、日本に来た外国人の入国を認めるか、また、引き続き在留を認めるか。それとも、問題があるのであれば、それは退去強制にするかということも含めての在留管理でございますけれども、その在留管理の観点からの法目的というものは、現行の外国人登録法にもありますように、外国人の居住関係、身分関係を明確ならしめて、もって在留外国人の公正な管理に資するというところですね。

それと、先ほどの、これは実は住民基本台帳の法目的を引いたところなんですけれども、日本人については、住民として正確に記録を保存するということになっている。その法的根拠である住民基本台帳法と外国人登録法との間にはギャップがありますので、在留管理のところまではもちろん法務省の任務ですし、それはできるし、やるわけですけども、そこを超えた部分については、どうやって、やっていくのかということは検討しなければ

ならない。そのギャップをどうやって埋めていくかということについては検討しなければならぬということでございます。

○有富委員 要は、検討しなければならないということは、そこはちょっと法務省ではできませんよと、こういうことですね。

○高岡登録管理官 現行の外国人登録法の枠内で行えるかということ、そこは限界があるということでございます。

○有富委員 だから、法務省だけでできる、できないということよりも、どうやったらできるかという話をお聞きしているのであって、できないなら、どの部分についてできない、それはどこの協力が必要だというふうにお考えか、そういうスタンスでもう一回御答弁いただけますか。

○高岡登録管理官 その点につきましては、先ほど河合参事官の方からも答弁ありましたが、内閣官房の調整のもと、具体的な検討に今総務省と入っているということになります。

○有富委員 どうぞ。

○八田議長代理 今の新しい制度を作るというのは、もともとの外国人登録制度を見直すということですね。もともとの外国人登録制度にさまざまな不備があって、外国人の公正な管理に資する目的でこれは改善する必要があるわけですね。これは、法務省の所管であった法律を直して、新しい制度にしようというわけですね。

その一方で、外国人の住民の利便を増進するための法律というのは、総務省の管轄でもないし、法務省の管轄でもない。これは空白地帯ですね。今、明らかに法務省の管轄の在留管理をきちんとするというのを何とかしようということと、あと、空白地帯と、その2つを何とかまとめたものをつくりたいというわけですね。そうすると、これは、元来は法務省が自力でもって全部やるべきことだと思うんですね。空白地帯は置いておいても、さっきの住居をきちんと把握するだとか、後で国籍のことがあるから、日本人とどういう婚姻関係にあるか、そういうことをきちんと把握する管理に関しては、元来、法務省のやるべきことだから、それは自力でなさるべきことだろうと思うんですよ。

自分たちだけでやるのが大変ならば、それは先ほど井口専門委員がおっしゃったように、全部市町村でやってもらうために総務省に頼まなければまずいと思います。協力を依頼するのが筋だと思います。法務省がこれまでやってきたことを今から直そうというのだから、まずは法務省に責任がある。総務省の方では、もともと日本国民に関することだけやっていたのに、そこに法務省がいろいろ入れている外国人の問題に対して、これからやってちょうだいよというのです。まず、法務省が総務省に正式に依頼する。そのプロセスがどうしても必要なように思うんです。一義的に法務省に責任があるということ認めなければいけない。

そして、河合参事官がおっしゃった、「まず中身を詰めて、後で管轄を」というのはよくわからない。これは明らかに責任がどこにあるかということを確認してもらって、管

轄を明確にした上で議論しないと、提案する熱意も、それに対する責任の取り方も全く違ってくる。どこが管轄かわからないまま制度の中身をつくることなんてできっこないと思います。

私は法務省に伺いたいんですが、まず、少なくとももともとの外国人登録制度を変革するということが新しい制度の目的である以上、一義的におたくの省に責任があるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○有富委員 どうぞ。

○二階大臣官房審議官 御承知のとおり、法務省のできることに、今までやっているし、これからもやることは、公正な外国人の出入国管理を確保することであるわけです。ですから、外国人登録法もそういう観点でつくられておりますし、それを今まではまさに先生おっしゃられましたとおり、外国人の住民基本台帳に関する法律がなかったために、事実上の問題として、市区町村でそれに代わるものとして活用されてきたわけでございます。ですけれども、あくまでも法律自身は、御承知のとおり、外国人登録法というのはもともとは、特別永住者の方に関する在留管理の観点から出てきた、主にそういうことに関するものが出てきてつくられたわけでございまして、今はもちろん外国人一般の在留管理の観点から使われているわけでございますけれども、それは法務省は法的にはあくまでもそこしかできないわけでございます。先生おっしゃられたとおり、法務省は今回の閣議決定にあるように、外国人のチェックを強化するという観点から、法務省ができることとして、主に在留している外国人に関する、在留に関する情報の一元化を通じて、外国人の方の出入国在留管理を強化していきたいと。そのために、今の出入国管理法及び外国人登録法を見直していく、そういう作業をしているところでございます。

他方で、閣議決定にあります、事実上、今まで外国人登録法が使われてきているわけですけれども、そういう登録法を今回の外国人の在留管理のチェックを強化するという過程の中で、当然外国人登録法の見直しというものがなされるわけですので、その中で外国人登録法が見直される。その機会を利用して、在留している外国人の便宜を図れるような、また、市町村事務の行政サービスに資するような形の台帳制度をつくっていくということを決めているわけでございまして、その点というのは、冒頭申し上げましたとおり、法務省の主管している外国人の在留管理、出入国在留管理に関わってくる部分はもちろんあって、適法な台帳制度をつくり上げるというのは非常に重要なわけですが、他方で……。

○有富委員 時間がないので、端的に言っていただけますか。

○二階大臣官房審議官 ですから、今まで空白になっている部分というのは、日本人につきまちは、住民基本台帳法がある。それに基づく台帳制度がある。外国人につきまちは、そこが空白なわけですから、同じような形でまさに住民基本台帳制度を参考にしたものをつくるということである以上、その部分に関しては……。

○有富委員 いろいろ言っているんだけど、ここに閣議決定されたものは、外国人登

録制度を見直して、この中に書いてあるような制度を新しく整備するというのをコミットしているわけですね。そうですね。

それで、自分たちのできるところはここだけだから、あとは知らないという話は、どうも違和感があると、私はこう言っているんですよ。だから、空白のところも御自分の責任でおやりになるとおっしゃっていただければそれでよいと思うわけです。ただ、縦割り行政があるから、総務省に、ちょっとコストの問題もあるし、ここは手伝ってねというようなことを明確にしないと、手伝いようがないという立場なのかなと。よけいなことを言うことはないんだけど。

○中条委員 空白であるならば、そこの部分について新しく法的な根拠をおつくりになればいいんじゃないですか。それで法務省の担当という形で。これは、実態的には多分各市町村の協力を得なければいけない話ですから、外国人については法務省が全部所管をしますと。そして、市町村にお願いをすることができるという体制にすれば、別に総務省さんにもお願いをすることも全く必要がないわけで、法務省の責任で全部おやりになれるはずですよ。それであっていいんじゃないですか。

○二階大臣官房審議官 2つあると思いますね。1つは、この閣議決定というのは、省庁横断的な形でつくられている閣議決定で、どここの省のことを書いているということではないと理解しておりますし、まさにそういうことであるがゆえに、今、内閣官房が調整していただいているということだろうと思います。それが第1点。

第2点は、外国人登録法を改変することによって、法務省限りでできるではないかということでございますけれども、法務省ができることは、あくまでも在留管理に資するという目的の観点で制度設計というのは我々はできます。それにつきましては、まさにそういう観点から法務省は在留管理一元化という形で検討を実際に進めているわけでございます。そして私ども、それに対して法案をつくるべく作業をしているところでございます。

他方で、先ほど申しました閣議決定で出ている省庁横断型の形で決まった決定の、住民基本台帳を参考にして新たな台帳制度をつくるというこの部分というのは、まさに空白の部分でございますけれども、そこのところにつきましては、冒頭申し上げましたとおり、私ども、関係ないと言うつもりは全くございませんで、入国管理上も資する、その限りにおいて積極的に関与していきたいとは思っておりますけれども、台帳制度自身につきましては、空白の部分は法務省だけでできるものではないということを御理解いただきたいと思っております。

○中条委員 だから、空白の部分について、じゃ、だれがやるかといえば、法務省さんが御自身でおやりになるか、そうでなければ、他省庁の協力を得ておやりになるか、どちらかしかないわけですね、当然。

○二階大臣官房審議官 そこはまさに7月3日の外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討結果、そこを犯罪対策閣僚会議に報告されたときに、そこの部分は、内閣官房の調整のもと、新たに総務省及び法務省その他関係省庁による検討の場において具体的な

検討を行うことにすると、これが政府の立場でございまして、まさにそれに基づいて、今現在作業しているところでございます。

○有富委員 そちらから先に。どうぞ。

○高岡登録管理官 今、中条先生から非常に重要なポイントの提起があったと思いますけれども、まさに空白の部分について、法的根拠も含めて考えればいいじゃないかというお話でありまして、それは全くそのとおりなんですけれども、実は重要な法的根拠の足掛かりというか、基本は既に地方自治法において制定されておりまして、地方自治法において、市町村は、別に法律の定めるところにより、その住民につき住民たる地位に関する正確な記録を常に整備しておかなければならないという規定があるんでございます。ですから、我々、空白なんですけれども、ただ、全くの空白というわけではなくて、基本的な方針については地方自治法の13条の2に示されていると。この地方自治法の13条の2に従って、日本人については、市町村は別に法律の定めるところにより、これは住民基本台帳法、昭和42年の40年前の法律であります。それによって定められているわけです。

今申し上げていますのは、地方自治法は法務省の所管ではありませんので、別に法律の定めるところにより、今度は外国人についてもきちっと記録を整備しようと。地方自治法においては、「日本国民たる住民」という書き方と、単に「住民」と書いているところと両方ありまして、そういうことですから、外国人についても地方自治法との関係が問題になるということでございます。

○有富委員 よくわかりました。

ちょっと井口先生待っていただけますか。

今の話はよくわかったんですけども、要は、法務省は空白のところはやる気ないと、こう言っているわけですね。暗に地方自治法、総務省の管轄だから、総務省がつくるべきだ、空白の部分はねと、こう言っているだけのことで、河合さんが言っているように、今、協力をしながらいい法律をつくらうと思っているというのは空論という感じなんですけれども、このままだと、懸念しているのは、もう1時間たっているんですけども、一歩も進んでいかないことなんだよね。

どうする気なんだろう、国の行政のプロとして。そういうスタンスで、自分の仕事ではないと言いたいのはよくわかったんですけども。それは明確にわかりましたよ。言っている意味はわかったという意味で、いいと言っているわけではないんですけども。

どうするんだ、これ。

そうすると、相変わらず外国人住民というのは居住実態が不明確なままで、浜松市の地方税の徴収状況なんかの数字もありますけれども、非常に税金の払う率が少なかったりしているので、これは国にとっても非常に問題だと思うんですけども、国の中央官庁としては、ひとつ本気で一緒になってやるべきだったら、法務省も、私、手に負えないのでお願いできませんかと今、言えませんか、こちらに。

何で言えないんだろう。

○高岡登録管理官 1点経緯的に御説明いたしますと……。

○有富委員 御説明はいいけれども、要は、建設的にこれを実現しようと言っているわけで、できない理由を並べ立てたって何の意味もないので、ひとつ総務省さん一緒にやりましょう、うちではこのところは無理なので協力してくださいと言ってはどうですか。

○高岡登録管理官 これは、法務大臣の方から、犯罪対策閣僚会議においてワーキングチームを立ち上げる時点において、入管当局による在留管理の在り方についての見直し、これは検討すべき課題が多岐にわたっており、関係する省庁も多数である上、従来の在留管理の在り方を抜本的に変えることにもなりますので、これについて政府全体で検討の枠組みづくりをぜひお願いしたいということで……。

○有富委員 それは頼んだということなんだ。

○高岡登録管理官 法務大臣からそういう発言がありまして、それを踏まえて、官房長官の方から、この問題についてはワーキングチームを設置して検討してまいりたいという発言があって、それでまさに河合参事官のところの枠組みで検討しているということになっております。

○草刈議長 頼んだということならそこまではいいのですけれども、どうも話を聞いていると、依然として、我関せずと、こう聞こえますが、それより何より、当然こういうことをやるためのプロジェクトチームみたいなものがあってしかるべきですよ。それをそちらから、あるいは総務省と両方、僕は主体は法務省だと、さっきも言いましたが、それがコーディネーターなしにいけばそれが一番いいのですが、ただ、コーディネーターなしにいかないのでしたら、そこで内閣官房が出てきますということで、僕からの注文というかお願いですが、ずっと聞いていると、どんどん進めましょうという意欲もあまり感じられないし、こんな大事な話、官庁というのは、国のためにどうやって力を尽くすかというのが仕事なのに、こちらのジャンルじゃないからできるだけ逃げるよという感じにしか見えないのですよ。

だから、あえて申し上げたいのは、そういうプロジェクトチームをつかって、メンバーをちゃんと出して、それをどういうロードマップで、どういう中身で詰めていくのか。それを僕らに示してください。そうしてもらわないと、全く信用できないとか、安心できないとか、それを出してくれないと、僕らとしては納得できないです。

○河合内閣参事官 まず、ワーキングチームにつきましては、7月3日の犯罪対策閣僚会議において、検討結果を報告しておりますけれども、これにつきましては、ワーキングチームを解散したわけではございません。先日も、栗山審議官のもと、ワーキングチームのフォローアップのための会議を開催したところで、関係省庁にお集まりいただいたということでございます。

それから、現在やっていることにつきましては、主要な官庁というのは、法務省と総務省であるということは、誰もが疑わないところであると思っております。もちろん所管がこの部分についてどうかとか、いろいろな議論というのはございますけれども、ただ、

少なくとも法務省と総務省が主要な官庁であることは間違いないわけですので、現在、まさに法務省と総務省の方々に来ていただいて、中身を詰めておると。

それから、今後、どういうふうにまとめていくのかという状況でございますけれども、平成 20 年 3 月までを目途として、法務省の出入国管理政策懇談会の中に在留管理専門部会というのがございまして、ここで検討が行われておりますので、これと並行して詰めていくということになるかと思っております。

○中条委員 7月3日でしょう。今は11月13日ですよ。我々に対して別にどうのこうのということじゃなくて、この4カ月の間に就学できていない児童がいたり、あるいは何か犯罪の温床になっているかもしれないとか、いろいろなことがあるわけですよ、4カ月もあれば。少なくとも4カ月の間に、こういう方針でいくとか、あるいは案としてはこうであるとかというものが出ていしかるべきではないですか。

○河合内閣参事官 おっしゃることはまさにそのとおりかと思いますが、現在、平成 21 年通常国会に提出できるように検討しているということでございます。

○草刈議長 それでは、その道筋を出してください。

○中条委員 工程表をきちんとつくってください。

○草刈議長 工程表をつかって、どこまでどういう人がやるということまで出してもらわないと、僕らとしては信用できないかというか、安心できないというか、これはちゃんとうまくいくという、閣議決定がうまくいくという確認ができないということです。今までいろいろな話を聞いても、ああでもない、こうでもないというのが、2回ヒアリングをやった上で。だから、それはどこまで内閣官房がかむかという問題は内部の問題ですから、それはどんどん積極的にお二方がやってくれば、ほとんど何もなくていいと。しかし、そうではなかったら、催促するのはそちらの仕事でしょう。それも含めて、そういうロードマップをきちっと。時間がないから、2週間ぐらいの間に出してください。

○有富委員 それでは、これはお願いします。

では、井口先生、すみません、お待たせして。どうぞ。

○井口専門委員 今、ロードマップの議論になったのですが、そのロードマップの中に、まさにこの問題を中心になって考える責任省庁は法務省であるということと、法務省から総務省にどういう協力要請があったのか、そこを明確にさせていただいて、それをはっきりしないと何も進まないと思うのです。大臣会議で要請されたというようなことだけで、実際に協力関係は何も動いていないわけです。

それから、もう一つ申し上げておきますけれども、7月3日の犯罪対策閣僚会議に出された文書では、入管法への一元化、あるいは、在留管理の一元化について書かれております。これは、規制改革会議の方向と既にずれているんです。法務省は、総務省が対応に非常に消極的だったせいかと思いますが、外国人登録制度を一方向的に廃止する、入管法に統合するとおっしゃっています。しかし、その後の居住情報の扱いとか、どういう台帳制度の根拠をつくるかについて何も考えずに、そのことが書かれているんです。これをもって、

政府全体の方向づけしているという説明は、私には理解できない。その点について疑義を申し上げると、これは、課長会議の報告であって、まだ決まったことではないという答えが返ってくるのです。しかし、このままでは、真の目的が達成できない。要するに、関係省庁の皆様は、志が低過ぎるんです。規制改革会議が、わが国の外国人政策の基礎になるしっかりと台帳制度をつくらうと言っているのに、内閣官房は各省庁が言ったことを並べて出しているだけだからです。そこで、もう一回考え直していただきたいのです。内閣官房でやっていますということだけでは、恐らく、規制改革会議としては引き下がれないというふうに御理解いただきたいと思います。

○有富委員 それでは、確認します。

工程表を出していただきたい。そのときに、明らかに、いつまでもご三方でわいわいやりませんでなくて、法務省が責任者としてまとめる。

で、法務省が総務省に何を頼むのかということですね。ここはできる、ここはできないからお願いします、そういうこともきちっと書いていただくということにしたいと思いません。

それで、今日、わざわざおいでいただいているのに出番がないと困るので、総務省についても少しお話をするんですけども、法務省に今日は一方的にいろいろお願いをしているんですけども、総務省もやはり地方自治の管轄するお役所としては、この間も私申し上げましたけれども、現場が困っているんだから協力してあげようと言いながら、地方自治体には、あなたたちは何が欲しいのか言ってごらん、自分が代わりに法務省に言ってあげるよというスタンスではなくて、やはり台帳制度を作るのに主体的に関わっていただくということをきちんと意思表示してほしいと思うんです。

それで、要は、新しい仕組みをつくらうというときに、従来の外国人登録制度の手直しだけではいいものがないんですよね。よく我々は「新幹線方式」と言うんですけども、特にコンピュータの仕組みなんかは、今使っているものを直すのではなくて、一からつくった方がきちんとしたいものができる。将来的に見たら、外国人住民という人たちは、これ以上減るという可能性はあまりない、むしろ増えていくと読むのが普通だろうと思う。すると、今、このタイミングできちんとした台帳制度をつくらないと、後顧に憂いを残すと思うんですね。

そういうスタンスで、自分のところの仕事ではないと言わないで、ぜひ総務省さんも、3か年計画をコミットしている関係省庁にちゃんと総務省も入っているので、この辺についてひとつ姿勢をお聞かせいただけたらと思います。

○門山大臣官房審議官 総務省の審議官の門山でございます。

私どもとしましても、現在の外国人登録の制度では、正確な情報が市町村、持てないと、ここが一番の問題だろうという認識を持っております。そういうことで、今、内閣官房の方で仲立ちしていただきまして、法務省さんと具体的な枠組みはどういう形がいいのかと、まずここから御相談をしましょうという、ちょっとスピードが遅いという御批判はいただ

いておりますが、そういうことで中身を実質的に御相談をしましょうということで、内閣官房の御協力をいただいてやっているとございまして、今後とも市町村にとって非常に大きな問題だということは、いろいろなところからも、市町村からも私どももいただいておりますので、そこは私どもとして積極的に関わっていきたくと考えております。

○有富委員 2週間で、いつまでにどういうところを詰めるかということについて、結論を出していただきたいと先ほどお願いしましたので、その点について御協力いただくということでよろしいですね。

○門山大臣官房審議官 その点につきましては、内閣官房の方とよく御相談させていただきたいと思っております。当然協力する姿勢で御相談いたします。

○二階大臣官房審議官 1点なんですけれども、あくまでも私ども、法務省が主体ということでございまして、私どもの理解は、政府としての理解は、内閣官房が調整して、総務省、法務省と協議していくと。それで検討していくということでございまして、法務省が主になってやっていくということではなくて、あくまでも内閣官房が調整のもとで法務省、総務省両省庁が積極的に対応していくということで御理解……。

○有富委員 内閣官房が法律をつくるという意味ですか。

○二階大臣官房審議官 調整をして、法務省、総務省両省庁が主要な責任を今回の場合担うことは明らかだと思いますので、両省庁と積極的に検討していくと、進めていくと、そういうことであろうかと思うんでございまして。

○高岡登録管理官 こういう場ですけれども、率直に1点問題点だけあれしておきますけれども、結局、法律で国会に出すときは、内閣法制局も当然通らなければならないわけですが、地方自治法上において別の法律を定めるということが書いてあるものについて、地方自治法を所管しないところまでできるかという極めて法技術的な問題がありまして、ですから、そのところは立法技術上の問題にはなりますけれども、役所は結局法律ですべて国会の議決を得てお仕事をさせていただくという立場ですので、そのところの調整はあるという、そのところはぜひ御理解賜りたいと思っております。

○草刈議長 僕らが言っているのは、要は、ちゃんとどういうふうにするのかというのを二者で、それを内閣官房がコーディネートしながら、そういうものを早く出してくださいと、そう言っているんですよ。

それで、聞いていると、できるだけ逃げたい、というふうに思っておられるようですが、さっき有富さんが言われましたけれども、あと15年ぐらいたつと、日本の労働人口というのは1,000万ぐらい減るのですよ。今は6,000万です。5,000万。これをどうカバーするんですかという大問題が、経済界も含めてあるわけです。つまり、1,000万減って何もしなければ、6分の1成長が減るということです。どうやってカバーするんですかというところで、女性の話だとか、我々高齢層をもっと使えとか、いろいろな議論があるのだけれども、一つの大テーマは外国人です。今は何とかして外国人を使わないで、大量に包んでいます。しかし、これがドイツほどになるかどうかは別にして、そういう問題に直面

して、さっき言われたように、外国人がドーンと増えてくるんですよ。そのときに、管理というのはやはり法務省の仕事ですよ。間違いないですね、そこは。いいですね。管理をするというのは。

○二階大臣官房審議官 在留管理はもちろん私どもです。

○草刈議長 そういう将来のことを見越した上で、もっと積極的にやってくれというのがさっき専門委員の井口さんが言われたことであって、そういう問題意識を持って、もっと前向きにやってくださいよ。お願いしますよ、本当に。、できるだけ後ろ向きに逃げようとしているようにお二方の話は聞こえるのだけれども、積極的にそういう問題意識を持ってやってください。それはいいですね。

それから、総務省の問題ですが、総務省も、自治体管理という点では当然お仕事ですよ。そうすると、そこでばらばらな管理方法ができちゃったら、何もならないですよ。例えば、こっちからこっちへ行ったら。そのときに両方の管理方法が一緒であれば、ちゃんとネットワークしますけれども、それがばらばらだとだめとか、そういう点では責任がおりにあると僕は思っています。総務省さんにもしっかりお願いしたいと思います。

○八田議長代理 私が言いたかったことを議長が言われたんですけども、新しい在留管理制度ができれば、作った人にとっては、本当の手柄だと思うんです。いいシステムができたならば、すばらしいことで、歴史に残ることだと思うんです。そこに法務省さんも一枚かんだということを明確にされた方がいいんじゃないかと思うんです。それは、私が思うに、具体的なシステムをつくる場所は総務省さんがやられるんですけども、実際、外国人をいっぱい入れて、その人たちがいろいろな問題を引き起こしているんだから、法律的にどうのこうのということは置いて、正式に協力を依頼してはどうかと思います。自分たちのところで入国させているのだから、それを面倒を見てもらうのをよろしく願いますというのを言われたらどうかな。私はここにおられる総務省の方にはお会いしたことはないですけども、普通に考えると、そういうことをやったら、すべてがスムーズにいくんじゃないかなという気がしますけれども。

○有富委員 そういうことをございまして、要は、法務省が主体的にやってください。お願いします。そして、総務省は、住民とか地方自治体の困っていることを解決するわけですから、全面的に協力をするというスタンスはきちっと守ってください。この間、総務省から出している通達で、日本人の住基台帳の脇に外国人の家族を書いておけみたいな通達が出ていたと聞いているんですが、そんなことではぜんぜんダメで、その辺もちゃんと整備して、今、八田先生や草刈議長が言われているように、いい仕組みを何とかつくってくださいよ。

1年もぶんなげておいて、そのうちほとぼりが冷めるだろうと思ってもらわないで、ぜひ協力してやってもらいたい。

だけど、今日はかなりはっきりしました。

嫌々ながらも、法務省は、うちだけでは十分にはできないので、法務大臣から、総務省

という言い方はしていないけれども、関係のところにはお願いしますと言った、と言っているのは、言葉を変えると、ひとつよろしくお願いしますと、そう素直でないのではないのかもしれないんだけど、そういうふうに言っているんだというふうに受け取っていただきたいんですよね。そう言っているんですよ、やっぱり。だから、総務省も全面的に協力をして、外国人というのは、例外の例外だったという時代から、そろそろ住民として、今は200万人ぐらいですかね、入っているものをさらにこれから拡大するだろう。草刈議長も労働人口が1,000万人減るから、代替になる可能性もあるとおっしゃっていましたが、外国人は増えていくという前提で、きれいな仕組みをつくってほしい。

ぜひ、自分の省の責任ではないなんて思わないで、自分のところが責任官庁だというふうに考えてもらった方が仕事が楽しいと思うので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。よろしゅうございますか。

市長さん、何かありますか。

○渡辺市長 いや、今おっしゃったとおりで。

○草刈議長 2週間の間にそういうものを出してくださいと申し上げましたが、それでまた議論させていただくことになると思うのですが、もしそれがおざなりのものであれば、私どもとしては作戦を変えざるを得ないと思っています。ということはどういうことかという、もうちょっと問題意識を上の人に持ってもらうということにせざるを得ないと思いますので、ぜひその段階できちっとしたものを出していただくように、重ねてお願いをしたいと思います。よろしくお祈りします。

○有富委員 それでは、今日の議論で、そちら側、何か言い残すところはございませんか。

よろしゅうございますか。私がまとめさせていただいた方向でよろしいですか。

それでは、以上で今日の公開討論会を終了させていただきたいと思います。

ぜひまたフォローさせていただきますので、よろしくお祈りいたします。今日はありがとうございました。

以上